

新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会開催要綱

(目的)

第1 新たな長野県史編さん大綱（以下「大綱」という。）の策定に際して、県が検討する上で有識者等から広く意見を聴取し、参考とするため、新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- ア 新たな長野県史を編さんするに当たっての現状と課題の共有
- イ 大綱の策定に向けた検討
- ウ その他、大綱の策定に関する必要な事項

(構成員)

第3 構成員は、学識経験者、歴史団体関係者、市町村行政関係者等のうちから県民文化部長が依頼する。

- 2 会議に座長を置く。
- 3 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(開催期間)

第4 会議は、令和7年3月31日までの間、開催するものとする。

(補足)

第5 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。